



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 30 日 (火)
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (86) (給与室) 3
- ◇ 企業局管 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (3) (経営企画課) 5
理規程
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 7
理規程 (8) (総務課)

==== 公布された規則のあらまし ====

◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

船舶に乗り組む職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした海事職給料表を新設したことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分に、海事職給料表の適用を受ける職員の区分を設ける。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前						
別表（第3条の6関係）						別表（第3条の6関係）						
区分	調整月額	職員の給料表				略	区分	調整月額	職員の給料表			略
		略	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	海事職給料表				略	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	
第1号	円 50,000	略				略	第1号	円 50,000	略			略
第2号	45,850	略				略	第2号	45,850	略			略
第3号	41,700	略		7級		略	第3号	41,700	略		7級	略
第4号	33,350	略	7級又は6級	6級	5級	略	第4号	33,350	略	7級又は6級	6級	略
第5号	25,000	略	5級（管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。）	5級	4級（知事が別に定める者に限る。）	略	第5号	25,000	略	5級（管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。）	5級	略
第6号	20,850	略	5級（第5号の項に掲げる者を除く。）	4級	4級	略	第6号	20,850	略	5級（第5号の項に掲げる者を除く。）	4級	略
第7号	16,700	略	4級、3級又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級（役職加算が100分の5である者に限る。）又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級	略	第7号	16,700	略	4級、3級又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級（役職加算が100分の5である者に限る。）又は2級（知事が別に定める者に限る。）	略
第8号	0	略	2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は	3級（第7号の項に掲げる者を除く。）、2	2級又は1級	略	第8号	0	略	2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は	3級（第7号の項に掲げる者を除く。）、2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は1級	略

		1級	級（第7号 の項に掲げ る者を除 く。）又は 1級				1級		
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された経営企画課の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法</p>	<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは</u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された経営企画課の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は<u>公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、</u></p>

人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用の直前の住居であった住宅（前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用の直前の住居であった住宅（前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>防疫等業務手当</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第13条 <u>防疫等業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師が病院において感染症の</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、<u>次の各号に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>結核病棟等業務・感染性検査業務手当</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)</p> <p>第13条 <u>結核病棟等業務・感染性検査業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師が病院の結核病棟又は感</p>

<p>予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「<u>感染症予防法</u>」という。）第6条第2項、第3項、第7項及び第8項に定める感染症の患者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）並びに同条第9項に定める新感染症の所見がある者に対して行う看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 中央放射線室の職員が病院において<u>感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第8項に定める感染症の患者並びに同条第9項に定める新感染症の所見がある者に対して行う前条第1項第1号に定める業務又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</u>に従事したとき。</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が<u>感染症予防法第21条（<u>感染症予防法第26条</u>において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務</u>に従事したとき。</p> <p>(5) 職員が<u>感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務（<u>第1号から前号までの業務に該当するものを除く。</u>）</u>に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p><u>感染症病棟において業務</u>に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 中央放射線室の職員が<u>結核病棟又は感染症病棟において業務</u>に従事したとき。</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「<u>感染症予防法</u>」という。）第21条（第26条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務</u>に従事したとき。</p> <p>(5) 職員が<u>感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務（<u>前号の業務を除く。</u>）</u>に従事したとき。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。